

◎佐賀県条例第4号

佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(常勤の職員の給与)</p> <p>第2条 特別職の職員中常勤の職員（前条第15号に掲げる職員を除く。）の受ける給与は、給料、住居手当、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。<u>この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</u></p>	<p>(常勤の職員の給与)</p> <p>第2条 特別職の職員中常勤の職員（前条第15号に掲げる職員を除く。<u>次条第4項において「特別職常勤職員」という。）の受ける</u>給与は、給料、住居手当、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前条に規定する住居手当、通勤手当及び期末手当の額は、<u>次項及び第4項に規定する事項を除き、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。</u></p> <p>3 <u>前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の165」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により読み替えて適用する佐賀県職員給与条例第17条第2項の在職日数は、特別職常勤職員として在職した日数（当</u></p>

改正前	改正後
	<p>該特別職常勤職員以外の特別職常勤職員として在職した日数を除く。)とする。ただし、次の各号に掲げる者が、人事交流等により引き続き特別職常勤職員となった場合は、当該各号に掲げる者として在職した期間は、同項の在職日数に算入する。</p> <p>(1) 国家公務員（非常勤の者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。）を除き、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員にあっては、知事が定める者に限る。以下この項において同じ。）</p> <p>(2) 国家公務員から引き続き人事交流等により佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和28年佐賀県条例第59号。次号及び第4号において「退職手当条例」という。）第7条第5項第2号に規定する地方公共団体等（以下この号において「地方公共団体等」という。）の職員となった者（非常勤の者（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）並びに期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給について、一般職の職員及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）の適用を受ける職員（第5号及び第6号において「県職員」という。）としての在職期間を当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算することを認めていない地方公共</p>

改正前	改正後
	<p><u>団体等の職員であった場合を除く。)</u></p> <p>(3) <u>国家公務員から引き続き人事交流等により退職手当条例第7条第5項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となった者のうち知事が定める者</u></p> <p>(4) <u>国家公務員から引き続き人事交流等により退職手当条例第8条の2第1項に規定する特定一般地方独立行政法人役員となった者のうち知事が定める者</u></p> <p>(5) <u>国家公務員から引き続き人事交流等により県職員となった者で、県職員から引き続き公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第13条第1号に規定する退職派遣者となったもの</u></p> <p>(6) <u>前各号に規定する者から引き続き人事交流等により県職員若しくは当該特別職常勤職員以外の特別職常勤職員となった者又はこれらの者から引き続き当該特別職常勤職員以外の特別職常勤職員となった者</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和2年佐賀県条例第41号）の一部を次のように改正する。
第4条を次のように改める。

第4条 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第3条 略 2 略	第3条 略 2 略

改正前	改正後
<p>3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>3 前項の場合における佐賀県職員給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、「在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは「在職日数を基準日以前6箇月の日数で除して得た割合（当該割合に小数点以下2位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合）」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は給料月額に当該給料月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>
4 略	4 略